市長臨時記者会見

日　時　令和３年５月 11 日（火）
　　14:00～
場　所　403 会議室

次　　第

１．今後の新型コロナウイルスワクチン接種体制の拡充について

２．県による緊急事態宣言発出に伴う本市施設の対応等について

３．ライトアップの消灯について

４．新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う公共施設利用料金等の還付

　（キャンセル料免除）について

５．業務執行体制の確保等について

令和３年５月１１日
新型コロナウイルスワクチン接種実施本部
担当　甘池　220-2058

今後の新型コロナウイルスワクチン接種体制の拡充について

１．高齢者接種の７月末終了に向け、１９か所の病院で実施する集約接種について、接種可能人数の拡充を予定

（１）拡充が決定している病院　３か所
金沢市立病院（エントランス特設会場）：約 600 人/週
木島病院（リハビリ用体育館）：約 1,200 人/週
金沢広域急病センター：約 350 人/週

（２）その他の病院についても、現在、拡充を要請中

２．拡充した集約接種の予約受付及び接種開始について
・今月中に、各病院における接種会場、接種日時等を調査・確認した上で、予約枠を調整し、受付を開始する予定
・なお、未だ医療従事者の接種が終了していない病院が多いため、準備ができた病院から順次接種を開始

３．その他
・高齢者施設の巡回接種に関しては、既に１９施設で１回目を終了したが、その他の対象１９８施設のうち６１施設（３１％）が巡回接種を希望しており、今後、入居者２，１０７人、職員１，７１５人への巡回接種を予定

令和３年５月１１日
危機管理課
担当　石山　220-2187

市長臨時記者会見資料

県による緊急事態宣言発出に伴う本市施設の対応等について

県による緊急事態宣言発出を受け、県に準じて、以下の通り対応いたします。

（１）市施設の休館について

① 別表の施設は県に準じて休館とします。

期間　５月 12 日（水）から５月 31 日（月）まで

記載内容は５月 11 日（火）時点の状況で、その他の施設については、原則午後８時までの時間短縮とします。詳細は各施設にお問い合わせください。

② 市主催のイベントは中止します。

③ 金沢２１世紀美術館や金沢歌劇座、スポーツ施設など貸館業務を行っている施設については、市主催事業を中止するとともに、予約済の貸館は、利用時間を 20 時、イベント開催の場合は 21 時までとして実施します。

④ 図書館、公民館は感染防止策を徹底し、入場整理等を行った上で利用可能です。

（２）市民に向けたお願いについて

① 市民の皆様には、日中も含めた不要不急の外出・移動を自粛いただくこと、特に 20 時以降の不要不急の外出自粛をお願いします。

② 不要不急の都道府県間の移動は極力避けていただくようお願いします。

③ 路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動は行わないようにしてください。

④ 医療機関・高齢者施設等における面会は自粛してください。

⑤ 発熱等の症状がある人は、出勤、登校や社会活動の参加を控えてください。

（３）その他について

保育所、認定こども園、児童クラブ等を利用している保護者が家庭での保育を希望する場合は、保育料等を日割り計算により減額します。

期間　５月 10 日（月）から５月 31 日（月）まで

別 表

新型コロナウイルス感染症関係　休館施設一覧

金沢美術工芸大学　柳宗理記念デザイン研究所	尾張町老舗交流館
金沢能楽美術館	長町武家屋敷休憩館
金沢市立中村記念美術館	ひがし茶屋休憩館
金沢くらしの博物館	西茶屋資料館
金沢市立安江金箔工芸館	足軽資料館・旧加賀藩士高田家跡
金沢ふるさと偉人館	医王の里
泉鏡花記念館	粟崎やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
金沢湯涌夢二館	金石・大野やすらぎの林ふれあいゴルフ広場
金沢蓄音器館	専光寺ふれあいの森ふれあいゴルフ広場
前田土佐守家資料館	老人福祉センター万寿苑
室生犀星記念館	老人福祉センター松寿荘
徳田秋聲記念館	老人福祉センター鶴寿園
金沢市老舗記念館	卯辰山公園健康交流センター千寿閣
金沢文芸館	金沢駅こどもらんど
金沢湯涌江戸村	城北児童会館
鈴木大拙館	教育プラザ此花　体育館
谷口吉郎・吉生記念金沢建築館	教育プラザ富樫　体育館
寺島蔵人邸	金沢市企業局ガスショールーム
西部市民憩いの家	金沢健康プラザ大手町　健康スタジオ
埋蔵文化財センター	
埋蔵文化財収蔵庫	

計　４０施設

令和３年５月11日
都市整備局景観政策課
　本光　220-2364
土木局道路管理課
　高木　220-2320

ライトアップの消灯について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う県の緊急事態宣言の発出を踏まえ、ライトアップを消灯します。

１．期　　間：５月12日(水)～31日(月)まで

２．対応方針：保安機能を兼ね備えた照明は消灯せず、橋桁を照らすなど演出効果のための照明は消灯する。

３．対象施設：市有の橋梁や緑地等　10箇所、民有施設　３箇所

１）公共施設

施　設　名		備　　考
1	天神橋	
2	梅ノ橋	足下のみ点灯
3	浅野川大橋	
4	中の橋	足下のみ点灯
5	鼓門	電球色での点灯
6	桜橋	
7	広坂（兼六園側石垣）	
8	黒門前緑地	
9	新桜坂緑地・石伐坂	
10	大手堀	

２）パートナー協定を締結しライトアップしている民間施設

尾崎神社、尾山神社及び北國銀行武蔵ヶ辻支店もあわせて消灯

※石川県も同様に、演出効果のためのライトアップを消灯

【記者発表資料】

令和３年５月１１日
総務局財政課
担当：津田（課長）
電話：220-2145

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う公共施設利用料金等の還付（キャンセル料免除）について

今般、石川県による感染まん延特別警報の発出や非常事態宣言を受け、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための本市公共施設の休館やイベント等の中止・延期等に伴う既納使用料金の全額還付措置等を下記の通り実施します。

記

１．対象期間

石川県から感染まん延特別警報（ステージⅢ）以上の措置が発出されている期間（石川県を対象とする国のまん延防止等重点措置及び緊急事態宣言の期間を含む）

※４月２６日（県の感染まん延特別警報発出）まで遡及適用

２．対象者

①対象期間中に利用日のある者

②対象期間中にキャンセルを申し出た者（利用日は対象期間後でも可）

３．還付金額等

①既に納付した使用料の全額還付

②キャンセル料の免除

４．対象施設

６１施設（別紙「対象施設一覧」のとおり。）

対象施設一覧

指定管理施設	直営施設
金沢歌劇座	金沢市俵芸術交流スタジオ
金沢市文化ホール	金澤町家情報館
金沢市アートホール	ＩＴビジネスプラザ武蔵
金沢市民芸術村	金沢湯涌みどりの里
金沢21世紀美術館	金沢市三谷さとやま交流広場
金沢湯涌創作の森	金沢学生のまち市民交流館
金沢市牧山ガラス工房	金沢市近江町交流プラザ
金沢市おしがはら工房	金沢市駅西健康ホール
金沢文芸館	駅前広場
金沢市能楽美術館	金沢市教育プラザ
金沢市中村記念美術館	金沢市中央公民館
金沢湯涌江戸村	金沢市キゴ山ふれあい研修センター
金沢市総合体育館	金沢市長土塀青少年交流センター
金沢市営中央市民体育館	
金沢市営城北市民体育館	
金沢市営城東市民体育館	
金沢市営城南市民体育館	
金沢市営城西市民体育館	
金沢市営森本市民体育館	
金沢市営浅野川市民体育館	
金沢市営西部市民体育館	
金沢市西部市民憩いの家	
金沢市営城北市民テニスコート	
金沢市営東金沢スポーツ広場	
金沢市営西金沢テニスコート	
金沢市営大徳テニスコート	
金沢市営城東テニスコート	
金沢市営陸上競技場	
金沢市営球技場	
金沢市営専光寺ソフトボール場	
金沢市安原スポーツ広場	
金沢市鳴和台市民体育会館	
金沢市民野球場	
金沢市民サッカー場	
スポーツ交流広場	
金沢プール	
屋内交流広場	
旧高峰家・旧検事正官舎	
卯辰山公園健康交流センター千寿閣	
金沢市額谷ふれあい体育館	
金沢市内川スポーツ広場	
金沢市戸室スポーツ広場	
金沢市異業種研修会館	
金沢市ものづくり会館	
松声庵	
金沢市老人福祉センター万寿苑	
金沢市老人福祉センター松寿荘	
金沢市老人福祉センター鶴寿園	
計　48施設	計　13施設

総計　61施設

令和３年５月11日
人事課
担当　川畑　220-2080

市長臨時記者会見資料

業務執行体制の確保等について

このことについて、５月９日に石川県独自の緊急事態宣言（５月31日まで）が発出されたことを受け、新型コロナウイルス感染症のより一層の感染拡大防止の観点から、当分の間、業務執行体制の確保等に係る次の事項を実施します。

１　テレワークの実施

テレワーク専用端末（５０台）を活用します。不足する場合は、各職員の貸与パソコンも活用して実施します。

目標値：専用端末稼働率100％

２　時差出勤の実施

通勤時における人との接触等を低減させるため、職場単位で計画的な時差出勤に取り組みます。

目標値：職場(※)内50％の職員が実施

３　サテライト勤務（分散勤務）の実施

職場内の密を緩和するため、サテライトスペースを増設し、分散勤務を実施します。

目標値：職場(※)内10％の職員が実施

・第一本庁舎、第二本庁舎
・東分室、広坂分室、東力町倉庫（無線ＬＡＮ環境なし）

４　維持管理計画の時点修正

昨年度各所属で作成した維持管理計画を時点修正し、半分の職員数で業務遂行が可能な体制を再構築します。

５　時間外勤務の抑制

20時以降の外出抑制を図る観点から、事務事業の継続に必要な場合を除き、時間外勤務を19時までに抑制します。

(※)･･･窓口職場を除く。